

○オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域旅行者の双方がメリットを享受できる持続可能な観光の促進に向けた受入環境の整備を支援する事業。

◆事業のポイント

○整備計画策定者について

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者（民間事業者等）を対象とする。

○補助対象事業者について

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者（民間事業者等）を対象とする。

※整備計画策定者と補助対象事業者は同一でも構いません。また、補助対象事業者は一つの計画申請において複数であっても構いません。

○補助率について

補助対象経費の2分の1

○補助対象事業（補助メニュー）について

オーバーツーリズムの未然防止や自然環境、文化等の地域資源の保全・活用の観点による11の補助メニュー（詳細は次ページを参照）。

○以下のいずれかの要件を満たしている場合には、計画認定時に加点点評価とします。

- ・整備計画策定者が「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」ロゴマークを取得していること
- ・整備計画の対象となる地域がグリーンディステーションズ、又はUNWTOによるベストツーリズムビレッジの認証・表彰を受けたことがあること
- ・整備計画策定者が「先駆的DMO」として選定されていること

<p>補助対象事業 (補助メニュー)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①トイレの有料化に係る整備 ②入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備 ③自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備 ④景観に配慮した工作物の整備 ⑤光害防止のための照明の整備 ⑥バイオトイレ等の整備 ⑦ペットボトル削減のための給水機等の整備 ⑧パークアンドライドのための駐車場の整備 ⑨マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備 ⑩混雑平準化・解消のための予約システムの整備 ⑪混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備
<p>整備計画策定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・観光地域づくり法人 (DMO) ・その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者 (民間事業者等)
<p>補助対象事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・観光地域づくり法人 (DMO) ・その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者 (民間事業者等) <p>※整備計画策定者と補助対象事業者は同一でも構いません。また、補助対象事業者は一つの計画申請において複数であっても構いません。</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の2分の1</p>
<p>補助対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得、賃借に要する費用 ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新にのみ要する費用 ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用 ・レンタル・リース契約に関する費用 ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る費用 ・イベント等による一時的な設置のための費用 <p>※常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 <p>上記以外の補助対象経費については、補助対象事業ごとに要領に記載</p>

補助対象施設

	国管理の施設	営利目的の施設内	公共空間/公共施設	
			利用料を収受する	利用料を収受しない
①トイレの有料化に係る整備	×	×	×	○
②入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備	×	×	○	○
③自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備	×	×	○	○
④景観に配慮した工作物の整備	×	×	○	○
⑤光害防止のための照明の整備	×	×	○	○
⑥バイオトイレ等の整備	×	×	○	○
⑦ペットボトル削減のための給水機等の整備	×	×	○	○
⑧パークアンドライドのための駐車場の整備	×	×	○	○
⑨マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備	×	○ 当該施設だけでなく、地域全体に関する内容の場合	○	○
⑩混雑平準化・解消のための予約システムの整備	×	×	○	○
⑪混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備	×	×	○	○

応募期間等

応募期間等

応募期間：令和5年4月25日（火）～令和5年5月26日（金）

※予算がなくなり次第、募集を終了させていただきます

運用開始期限

会計年度末（令和6年3月）までに自己評価（応募要領参照）を実施できるよう、本事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

注意事項

- 本補助金の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす経費とします。
 - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
 - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象とはなりません。ただし、国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 国の財源により整備・管理されている施設の場合には、原則として補助金の対象となりません。
- 整備計画区域が国立公園・国定公園に含まれる場合には、工作物の設置等の有無に関わらず、国立公園については所管する環境省自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県自然公園部局に、事前の相談をしてください。

持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業 事業スキーム

1. 「持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画」及び要望書の提出



2. 計画認定及び補助金額内示



3. 交付申請書の提出



4. 交付決定



5. 事業実施（交付決定後～令和6年3月）



6. 完了実績報告（事業完了1ヶ月後又は令和6年4月10日のいずれか早い方）



7. 補助金額の確定



8. 精算

整備計画の選定・
内定通知

交付申請・
交付決定

事業実施

精算